

美浦中学校 部活動の運営方針

令和5年4月改定

美浦村立美浦中学校

1 部活動の運営に関する基本方針

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって学校生活を豊かにする有意義な活動となるよう、学校の教育目標、経営方針等に基づき計画的に実施する。
- 美浦中学校部活動(以後、部活動とする)は、生徒が生涯にわたり豊かな生活を実現するためのスキルや望ましい社会性の構築、自己肯定感や責任感等、未来社会を生き抜くための資質・能力を育成する。
- 部活動の運営に当たっては、保護者や地域に対して部活動運営のねらいや活動計画等の情報を広く公開・提供することで、保護者や地域の理解と協力を促す。
- 合理的で効率的な運営に努めるとともに、活動時間や大会等への参加、休養の取り方等の適正化を図り、生徒の心身の健康管理・事故防止に努める。

2 部活動のねらい

- 生涯にわたって豊かなスポーツライフ・芸術文化等の活動に親しむ生活を実現する資質や能力を育てるとともに、豊かな学校生活を送ることが実現できるようにする。
- 人との関わりにより、よりよい人間関係を構築する力と社会性を育成する。
- よりよい人間形成に向けて、活動を通して、達成感や所属感、自己肯定感を味わわせる。
- 自ら課題をもち、その解決に向けて主体的に取り組もうとする生徒を育成する。

3 活動上の留意点

(1) 活動日について

① 一週間の活動について

- 一週間の活動時間の上限は、11 時間（準備・片付けの時間を含まない）とする。

② 平日の活動について

- 平日の活動日は、原則として火曜日、水曜日、金曜日とする。

・ただし、中体連主催の大会やそれに準ずる大会、コンクール等（以下、中体連大会等）の 1か月前より、木曜日の活動を可とする。その場合も、一週間の活動時間の上限は 11 時間とする。

- 平日の活動時間は、2 時間（準備・片付けの時間を含めて 2 時間 30 分）を上限とする。

- 各月の完全下校時刻（活動終了の 15 分後）を下記のように設定する。

4月～7月	17：50まで	11月前半	16：30まで
9月前半	17：30まで	11月後半～12月	16：20まで
9月後半	17：20まで	1月前半	16：30まで
10月前半	17：00まで	1月後半	16：50まで
10月後半	16：50まで	2月前半	17：00まで
		2月後半～3月	17：20まで

- 完全下校時刻後の延長練習は原則として認めない。ただし、中体連大会等の2週間程度前から、活動の特殊性から必要がある場合等、特段の事情がある場合は、校長の許可を得た上で、他の練習時間と合わせて1日2時間以内に限り実施を認める。この際、保護者に文書で通知し許可を得るとともに、疲労の蓄積等により学校生活に支障がないよう十分配慮する。

③ 休業日の活動について

- 休業日(学期中の土日・祝日及び長期休業中の月～金曜日)の活動時間は、3時間(準備・片付けの時間を含めて3時間30分)を上限とする。
- 休業日に大会・コンクールや練習試合等で3時間を超えて活動した場合は、超過時間分を前後の休業日に振り替えて休養日とする。

④ 朝の活動について

- 原則として実施しない。ただし、中体連大会等の2週間程度前から、放課後のみの活動では施設等を十分に使用できない等の特段の事情がある場合のみ、校長の許可を得た上で、他の練習時間と合わせて1日2時間以内に限り実施を認める。この際、保護者に文書で通知し許可を得るとともに、疲労の蓄積等により学校生活に支障がないよう十分配慮する。

(2) 休養日について

- 週当たり3日以上の休養日を設ける。
 - ・月曜日・木曜日は原則として休養日とする。
 - ・土曜日・日曜日のうち1日は原則として休養日とする。練習や練習試合等で土日両日活動することは認めない。ただし、大会前日が休業日の場合は、大会での怪我防止の観点から、練習実施を認める。
- 休養日とするべき日に大会・コンクール参加やそれにともなう練習等のやむを得ない事情で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ・平日の活動は平日に、休業日の活動は休業日に振り替えることを原則とする。
 - ・振替休業日は、活動日の直前または直後に設定することを原則とする。
 - ・ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日や直前・直後以外の休日に休養日を振り替えることも可とする。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。ただし、土曜日・日曜日は原則として活動を行わない。また、活動時間は休業日に準じて、1日当たり3時間(準備・片付けを含めて3時間30分以内)とし、週あたりの上限11時間を超過しないこととする。
- 生徒が十分な休養をとることができるとともに、所属する部活動以外にも多様な活動

を行うことができるよう、夏季休業、冬季休業、学年末・始休業にそれぞれ連続した7日間のオフシーズンを各部ごとに設定する。

- 学校閉庁日、年末年始の6日間（12月29日～1月3日）は休養日とする。これらの期間はオフシーズンに含めることができる。
- 定期試験実施前の3日間を、学校全体の部活動休養日とする。

(3) 活動計画・実績報告の作成

- 顧問は、部活動のねらいの達成に向けて、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮しながら、活動計画を作成し、校長に提出した上で指導を実践していく。
 - ・年度始に、顧問は年間の活動計画（大会参加の計画）を作成し、校長の許可を得る。
 - ・毎月末に、顧問は翌月の活動計画（活動日時・内容、休養日、大会参加日時等の計画）を作成し、校長の許可を得る。
 - ・毎月始に、顧問は前月の活動実績報告（活動日時・内容、休養日、大会参加日時等の報告）を作成し、校長に報告し、指導助言を仰ぐ。
- 年間の活動計画・月の活動計画・月の活動実績報告は、学校ホームページに公表し、保護者や地域住民の理解を得られるように努める。
- 活動計画作成に当たっては、技能の習得だけでなく生徒のニーズや健康状態に考慮し、生徒主体の活動となるようにする。

(4) 指導に当たって

- 生徒への関わりでは、生徒の心情や能力、部活内の立場、役割を十分に配慮し、「やる気」が發揮されるような言葉掛けを心掛ける（言葉の暴力、体罰、各種ハラスメントは絶対にあってはならない）。
- 保護者に対してもホームページ等で情報を公開し連絡を密にするなどして、支援協力してもらえる信頼関係を構築する。
- 物品の購入や交通費など活動の費用、送迎や食事の準備等については、保護者に過度の負担がかからならないように配慮する。

(5) 練習内容と方法について

- 科学的且つ専門的な見地から効率的・合理的な練習内容を検討し、短時間で成果の高いものになるようにする。
- 運動部については、運動部活動用指導手引（中体連作成）を活用する。
- 文化部については、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用する。
- 顧問は、生徒が主体性をもって練習に取り組むことができるよう、チームや個々の課題を明確にし、課題解決に向けた練習内容の具体化に努める。
- 顧問は、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、練習においても「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ、どのように」等を的確に伝え理解させる。

(6) 健康・安全対策について

- 定期的に練習場所、機具を点検することで、安全に練習ができるようとする。
- 熱中症等の発生を防ぐため、練習中も定期的に休養や水分補給をする時間を確保する（夏期は熱中症指数計：W B G T 計を携行し、チェックする）。
- 練習前後には生徒の健康観察を実施する（危機意識を忘れない）。
- 怪我等の緊急時には、危機管理マニュアルに沿って的確に判断し、養護教諭・管理職と連携しながら、組織的に対応する。
- 緊急時は、心肺蘇生法の実施やA E D の使用を行い、救急車を呼ぶことをためらわない（迷った時には実行する）。

4 部活動指導員及び外部指導者の活用に当たって

- 部活動指導員及び外部指導者（以下、外部指導者等）については、積極的に活用する。また、美浦村「美浦中学校の部活動の在り方検討委員会」を中心に、地域のスポーツ・文化団体や指導者との連携や、拠点校・合同部活動を推進し、将来的な部活動の地域移行に向けた取組を進める。
- 外部指導者等に指導を依頼する場合は、顧問または部活動主任が校長に申し出て、承認を得た上で、任用に必要な手続きをとる。その際は、学校教育について理解し、適切な指導を行うために必要な知識や技能を備えている人物であるか十分に確認する。
- 外部指導者等は、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等について、任用前及び任用後ににおいて継続的に研修を行う。
- 部活動指導員は、教員不在時に単独で部活動指導を行うことを認める。
- 外部指導者は、生徒への技術指導を行い、部のマネジメントや運営は顧問が実施する。活動には必ず教員が立ち会い、外部指導者単独での指導がないようにする。

5 大会・コンクールへの参加について

- 校長は大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や保護者の過度な負担とならないようとする。
- 顧問は、年度始に年間の活動計画を作成し、その年度の参加予定大会数の見通しを示す。
- 運動部が参加する大会の上限は、以下の通りとする。
 - ・全国・茨城県中学校体育連盟主催の大会については、上限を設けない。
 - ・その他の大会は、年間あたりおおむね5大会以内とする（練習試合は含まない。練習試合は通常の活動時間内で実施すること）。
- 文化部が参加する大会及び自校主催の発表会等の回数の上限は、以下の通りとする。
 - ・全日本・茨城県吹奏楽連盟主催の大会については、上限を設けない。

- ・その他の大会等への参加については、生徒の教育上の意義や、生徒や保護者、部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、精査することとする。
- ・自校主催の発表会は、年2回程度を上限とする。